

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		令和2年度 第2回 川西市国民健康保険運営協議会	
事務局 (担当課)		健康増進部 国民健康保険課	
開催日時		令和3年1月21日(木) 午後1時30分～午後2時15分	
開催場所		アステ市民プラザ マルチスペース1	
出席者	委員	鎌田満子委員、野原登志子委員、土手道子委員、和田和代委員、織田行雄委員、松浦孝治委員、松本昭彦委員、佐々木保幸委員、板東一仁委員、尾野上一夫委員	
	事務局	荒崎健康増進部長、綿越国民健康保険課長、岡本保険収納課長、高面保険収納課長補佐、薄波国民健康保険課長補佐、森下主査	
傍聴の可否予定		可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		<b>議題</b> 1 令和3年度本係数に基づく納付金及び保険税額等について 2 その他	
会議結果		1 令和3年度本係数に基づく納付金及び保険税額について説明が行われた。 2 令和3年度保険税の在り方について答申が行われた。 3 今後の予定について、委員に対し説明が行われた。	

## R 2年度第2回会議録

会長

それでは定刻が参りましたので、ただいまより、令和2年度第2回の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回も、インターネットを活用した会議開催となります。また、アステ市民プラザでの開催は初めての試みになります。進行上、皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、まず初めに、本日の委員の出欠をご報告いたします。藤末委員と樋口委員が欠席で他の10名が出席であります。うち、4名の方につきましては、インターネットを利用して参加いただいております。

会議開始前に事務局が「映像及び音声により委員本人であること」、「映像の即時受信が適正に行われていること」の2点について、確認を取っております。よって、出席委員が定数の半数を超えておりますので、川西市国民健康保険運営協議会規則第4条に従って、本日の運営協議会は成立となります。

また、本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。会議録作成のため、当会議を録音いたしますが、会議録の作成後は速やかに削除いたしますのでご了承願います。

続きまして、荒崎部長より、皆様にごあいさつがございます。よろしく申し上げます。

部長

皆様、こんにちは。健康増進部長の荒崎でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年度第2回目の国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、平素より本市の市政運営並びに国民健康保険事業の運営に、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

今回の運営協議会ですが、12月に開催しました第1回運営協議会のときに令和3年度の税率設定に向けて県から示された仮係数に基づく納付金及び収支見込み等についてご説明させていただきました。今回は1月7日に県より令和3年度の本係数に基づく納付金等が示されたことを受け、その数値に基づき作成した各種資料についてご説明させていただきたいと考えております。その上で、来年度の税率設定の在り方について、国保事業の財政安定化と被保険者の負担の両面から考慮した上で、令和3年度の国民健康保険税の在り方について、どうあるべきかをご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長

それでは議事を進めたいと思います。

まず、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきます。

私のほうから指名をさせていただきたいと思いますが、もしもご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声>

会長

異議なしとのことですので、本日の署名委員といたしまして、鎌田委員と野原委員を署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、協議事項第1「令和3年度本係数に基づく納付金及び保険税額等について」を議題といたします。

内容について、事務局より説明をお願いいたします。

国民健康保険  
課長

それでは、事前に送付しております資料に基づいて、順次説明を始めさせていただきます。

資料の1ページ目をご覧ください。各年度における収支不足を、「税率改定部分」と「基金取崩部分」に分けて示した図になります。左側の図は、昨年1月に、令和2年度の税率改定を検討した時の図になります。令和元年度の欄をご覧ください。税率改定検討時は、令和元年度の収支不足を3億5,000万円と見込んでおりました。また、令和2年度の収支不足は、この3億5,000万円の収支不足に、令和元年度から令和2年度に、納付金が自然増する部分を1億4,000万円と見込み、合わせて4億9,000万円の収支不足を見込んでおりました。

この4億9,000万円をすべて、令和2年度の税率改定で賄うと、大幅な税率改定となるため、納付金が自然増したことによる1億4,000万円の部分と、令和元年度までの収支不足3億5,000万円については、令和2年度から令和5年度までの4年間で、8,750万円ずつ税率改定することとしておりました。また、前年度より納付金が自然増する部分については、令和3年度以降においても、自然増した年度に税率改定することとしておりました。

右の図をご覧ください。右の図は、令和元年度については決算の状況、令和2年度については決算見込み、令和3年度については、本係数により示された納付金の額を反映させたもので、「税率改定部分」と「基金取崩部分」に分けて示した図になります。

令和元年度の欄をご覧ください。令和元年度の決算では、2億7,000万円の収支不足となっており、全額基金を取り崩しておりますが、税率検討時の見込み、左の図の3億5,000万円と比べると、8,000万円収支が改善

しております。

この理由は、前回の運営協議会で説明させていただきましたが、基盤安定負担金が見込みより多く交付されたこと、また、収納率が見込みより改善したことにより、保険税収入が増収となったことなどによるものです。

令和2年度の欄をご覧ください。令和元年度から令和2年度に自然増する部分は7,500万円となる見込みで、税率検討時の見込み、左の図の1億4,000万円より、自然増しない見込みです。これは、令和2年度の被保険者数が、税率検討時の見込みより、多くなる見込みであることから、一人当たり納付金下がったことによるものです。結果として、自然増する部分として実施した税率改定の一部が、令和元年度の収支不足の解消に回ったこととなります。これに加えて、令和元年度の収支不足が、見込みより8,000万円減ったことによりまして、令和2年度の収支不足は1億4,000万円になる見込みで、過去の収支不足については、約2分の1が解消できる見込みになります。ここまでは、前回の運営協議会で説明させていただいた内容になります。

次に、令和3年度の欄をご覧ください。1番上の太線のラインが、本年1月に本係数により示された納付金から算出しました一人当たり納付金のラインになります。このラインは、図の左の欄外に②としております。前回の運営協議会でお示した仮係数の段階では、この1番上の太線のラインは、図の左の欄外に①としている令和2年度の一人当たり納付金のラインとほぼ同じで、自然増する部分はありませんでした。

今回、本係数により示された納付金では、②のラインとなりますので、令和2年度と比べて1.1%、額にして約5,000万円になりますが、一人当たり納付金下がりました。これは、仮係数の段階では、国係数が令和2年度のまま横置きとなっていました。本係数で示された令和3年度の国係数によって、県全体に交付される前期高齢者交付金の額が増額になったことなどによるものです。令和2年度における一人当たり納付金のライン①のラインから、②のラインまで、令和3年度の一人当たり納付金下がったことにより、令和2年度に自然増する部分として実施した税率改定7,500万円の一部が、令和元年度の収支不足の解消に回ったこととなります。その額は、令和3年度の被保険者数見込で算出しますと4,900万円になります。結果として、令和元年度の収支不足が4,900万円解消されることとなり、令和元年度の収支不足は8,800万円になる見込みです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険税収入の減収を、1億2,300万円と見込んでおりますので、令和3年度は、合わせて2億1,100万円の収支不足を見込んでおります。

ここで、令和3年度の収支不足が2億1,100万円となった算出方法につ

いて説明いたします。2ページをご覧ください。加入世帯数、被保険者数の推移でございます。世帯数、被保険者数ともに、年々減少しており、令和3年度においても、世帯数、被保険者数ともに減少する見込みですが、減少率は鈍化する見込みです。これは、75歳に到達し、後期高齢者医療制度に移行する人が減少する見込みであることと、新型コロナウイルス感染症の影響で、雇用が不安定になるなど、国保に加入する人が増える見込みであることによるものです。

3ページをご覧ください。現年度収納額と収納率の推移でございます。左上のグラフが現年度の全ての区分を合計した収納額と収納率でございます。そして、右上のグラフが医療分、左下のグラフは後期高齢者支援金分、右下のグラフが介護納付金分の収納額と収納率のグラフであり、この数値は次のページで説明します「現在の税率で見込まれる保険税額」を算出する際に使用した収納率になっております。令和2年度につきましては、収納額は税率改定の影響で増額しますが、収納率は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて下がる見込みとなっております。令和3年度につきましては、被保険者の減少により収納額は減少する見込みですが、収納率は、引き続き財産調査を徹底し、新たな財産が見つければ、差し押さえなども活用しながら収納を確保するとともに、令和3年1月からスマホ決裁を始めていること、また、普通徴収の納期を9期から10期へ増やすことにより、納税環境が向上することから、全体では93.03%の収納率を見込んでおります。

それではここで、実際に、令和3年度の収支不足が2億1,100万円となった計算方法について説明いたします。4ページをご覧ください。令和3年度本係数に基づく本市における納付金及び保険税額を記載しております。この資料では、納付金から算出した必要な保険税額と現在の税率で歳入が見込まれる額との差額を、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに記載しております。

まず、1の医療分でございますが、上部に記載しております納付金額は、今回、本係数に基づき示された納付金額で、31億2,594万4,034円となっております。この納付金額から必要な保険税額を算出することになりますが、その算出方法としまして、まず、納付金額に保健事業費など、納付金額とは別に歳出が必要なものを加えると同時に、県繰入金など保険税以外に歳入が見込まれるものを控除して算出いたします。なお、前回の運営協議会で説明いたしました、納付金算定方法の見直しに伴うインセンティブは、県繰入金で交付されます。このような算出をした額が、網掛けしております④の必要な保険税額になりまして、24億894万6,481円でございます。

次に、現在の税率で見込まれる保険税額等との差額ですが、まず、⑤の現在

の税率で見込まれる調定額につきましては、市で見込んだ所得や被保険者数、世帯数をもとに算出した結果、23億8,193万370円となる見込みです。なお、所得の見込みについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年1年間の所得が減少する見込みであることから、リーマンショック時の減少率を用いて見込んでおります。また、この保険税調定額は、低所得世帯に対する保険税軽減額を、減額する前の金額になっています。この保険税調定額から、低所得世帯に対する保険税軽減額を減額し、条例による減免額を差し引いた額に、収納率の見込みである93.3%を乗じた18億8,041万7,054円が、⑩の保険税収入見込額となります。この、⑩の保険税収入見込額に、低所得世帯の軽減制度で、保険税を減額した分を補てんする、⑥の「基盤見込み額」や、⑦の「条例減免分補てん額」を加えた合計が、網掛けしておりますが、⑪の22億4,689万5,062円となり、現在の税率で見込まれる、軽減分等を含む保険税見込額となります。この額と、④の必要な保険税額との差額は、1億6,205万1,419円のマイナスとなっております。

次に資料右側の2の後期高齢者支援金分でございますが、納付金額は9億5,475万9,810円となっております。「必要な保険税額」を算出するために、医療分と同様に、調整項目を調整した結果、必要な保険税額は8億4,527万9,489円となっております。一方で、現在の税率で見込まれる保険税額等を算定した結果、「保険税見込額」と「基盤見込額」、「条例減免分補てん額」の合計で7億9,633万1,668円となっております。その額と、必要な保険税額との差額は、4,894万7,821円のマイナスとなっております。

5ページをお開きください。こちらは介護納付金分でございますが、納付金額は3億1,587万1,249円となっております。「必要な保険税額」を算出するために、医療分や後期高齢者支援金分と同様に、調整項目を調整した結果、必要な保険税額は2億6,686万7,600円となっております。一方で、現在の税率で見込まれる保険税額等を算定した結果、「保険税見込額」と「基盤見込額」、「条例減免分補てん額」の合計で2億6,600万2,302円となっております。その額と必要な保険税額との差額は、86万5,299円のマイナスとなっております。

これらの結果、現在の税率で見込まれる保険税額と必要な保険税額の差については、医療分、支援金分、介護分全体で2億1,186万4,539円のマイナスとなっております。

右側をご覧ください。先ほど、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険税収入の減収を1億2,300万円と見込んでいたと申し上げましたが、その算定について説明します。まず、(1)医療分になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少が無いとした場合、軽減分等を含む保険税見

込額は、23億3,227万4,975円になります。この額と、必要な保険税額との差額は、7,667万1,506円のマイナスとなっております。

(2)の後期高齢者支援金分や(3)介護分につきましても、同様に計算した結果、医療分、支援金分、介護分全体では、8,877万1,156円のマイナスとなっております。この、8,877万1,156円が、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少が無いとした場合の、現行税率での収支不足額になります。

先ほど、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を見込んだ場合は、収支不足額が2億1,186万4,539円になる見込みと申し上げましたが、その差、1億2,309万3,383円が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険税収入の減収分になります。以上が、令和3年度の収支不足額について、算定方法の説明になります。

1ページにお戻りください。右側の図をご覧くださいなのですが、この図では、令和3年度の収支不足額、約2億1,100万円について、全額、基金を取り崩すこととしております。その場合、基金残高は、表の右下に記載していますとおり、6億9,000万円程度、確保できる見込みになります。

以上、これまで説明させていただきましたポイントとしまして、1点目、毎年度増額すると見込んでいた一人当たり納付金額が、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響により減額となっていること。2点目、令和5年度まで毎年度4分の1を税率改定により解消するとしていた令和元年度末の構造的収支不足部分が、令和2年度時点で、既に約半分を解消できる見込みであること。3点目、令和3年度の収支不足額は約2億1,100万円の見込みで、この全額を基金繰入により解消しても、なお基金残高が約6億9,000万円確保できること。という内容になっております。税率改定の必要性を検討する中で、これら3点を含む国民健康保険財政の現状と、更に新型コロナウイルス感染症拡大の渦中にある今般の厳しい社会環境を鑑みますと、令和3年度は保険税率を据え置くことが妥当であると考えます。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただいまの資料の説明に対して何かご質問等ございませんでしょうか。

委員

基金のことで聞きたいのですが。基金というのは今まで積み立てている貯金のことですね、川西市国民健康保険の財産ということになりますけど、いざというときのために置いていると前に聞いたのですけれど、どれくらい残っていたらいいものなのでしょうか。

国民健康保険課長 基金の考え方ですが、特に決まりはないのですが、見込みとしては予測もしない給付費の伸びであるとか、保険税収入が予測せずに獲得できないことに備えて、概ね今請求されている納付金の総額が40億強ありますので、その1割くらい、4億円強くらいは基金を残すべきではないかと考えております。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 保険税と自然増減の質問ですが、2年度について減はないこと、3年度は自然減になるとのことですが、それが図ではマイナス1.1になっているのですが、2.1からマイナス1.1に下がるのか、全体からマイナス1.1下がるのか。令和4年度以降、3年度の自然減について、どのように回復するかが計算されているのか、同じようになっているのか、その3点できれば教えてください。

国民健康保険課長 このグラフの線は納付金額をその時の被保険者数で割りまして一人当たりの納付金額を出しています。令和元年度でいえば、2億7,000万円基金取り崩し、この一番上のラインが一人当たりの納付金の額。実際令和2年度は県から示された納付金の総額を令和2年度の被保険者数で割り戻しますと、この2.1%上がったところに一人当たり納付金額の額がいきました。実際は令和2年度は一人当たり直した納付金額が上がったということになります。それが、令和3年度、今年1月に示された納付金額を令和3年度の被保険者数見込みで割り戻すと一人当たり納付金額が下がったことになります。納付金額が下がった原因ですが、令和3年度の県全体の給付費がコロナウイルス感染症の影響で、今受診控えが続いてますが、これが令和3年度も続き、実際給付費が伸びないと県が見込んでいる。更に、県全体で入ってくる国からの前期高齢者交付金が本係数で計算したときに大幅に入ってきたため、県全体として各市町から集めなければならない納付金の額が減ったということになり、そのような影響もあって、今回令和3年度で示された納付金の額が下がったということになります。令和4年度、5年度がどうなるか、実際わからないです。県がどのように納付金を請求してくるかわからないのでなんともいえないが、仮に令和元年度から2年度は納付金額が2.1%自然増しておりますので、それがそのまま続くと仮定した場合にこうなりますということ です。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかの委員の方、どうですか。



委員

3ページの現年度収納額と収納率のところでは質問です。3年度の見込みで収納額は減るが、収納率は93.0%に上がるという見込みですが、この点を再度ご説明いただきたい。コロナの状況もあるので単純には92.3%の2年度見込みの値に近くなるのではと思えるが93%と見込まれているところを再度ご説明いただきたい。

併せて「差し押さえ」という言葉が耳に入りましたが、やはり市民の生活を考えるとそのあたりは是々非々で取り組みが難しいと思うが、意見としては、生活の実態を踏まえた遂行が望ましいのではないかと考えております。

保険収納課長

まず、令和3年度の見込みについて、収納額が減るが収納率が上がるという部分の説明についてです。収納額が減る理由としましては、被保険者が減ることと、コロナの影響で個人の収入額自体が減ることによって調定額が下がることから収納額は減るだろうと見込んでおります。

ただ、収納率につきましては、今回コロナの影響もあり令和2年度は下がったのですが、令和3年度につきましては、納めやすい環境を整えるということで、これまで年間で9回に分けて納めていただいていたものを10回に分けて納めていただく方法に変えまして、ひと月あたりの負担額を小さくすることで納めやすい環境にすることもありますので、一定、収納率は上がるであろうという見込みを今回立てています。

差し押さえについては、もちろん皆さんの生活をきちんとしていただくことが大前提ですので、差し押さえをする場合、調査をしまして、その方の生活費を確保したうえで更に余剰がある場合のみの差し押さえや、普段使っておられないと思われる財産の差し押さえとなっておりますので、皆さんの生活については必ず確保した上での実施ということで今後も引き続き行っていきたいと考えております。

委員

わかりました。ありがとうございました。

会長

ほかにございませんでしょうか。

委員

税を納める側の者としては、今年度税率改定がないということは正直ほっとする部分もあるのですが、昨年度税率改定をした時点で、何年かぶりの改定だったのでけっこう上がり幅があるのではないかという議論をした記憶があるのですが、そのあたりで今年度据え置いて、来年度以降の状況を県も読み取っていないと先ほどおっしゃっていたのですが、市としてその辺の税率改定の幅を

どれくらい今の予測として持っておられるのでしょうか。たしか少しずつ毎年上げていくという話だったと思うのですが。市の方向性というか今の考えをお聞きできたらと思います。

国民健康保険  
課長

令和4年度以降の税率改定の考え方ですが、前回税率改定するときには令和元年度までの収支不足については令和2年、3年、4年、5年の4年間で解消していくという考えでした。またそれに合わせて令和元年度から2年度に自然増する部分を改定するという形、それでもかなりの税率改定になったのですが、これが4分の1改定していく、それと自然増する部分で令和2年度の改定を行ったところでは。

実際に令和2年度が終わった時点で、この4分の1解消するとしていたのが約半分解消できた。そして、今回、納付金の自然増がなく、自然減というある意味予測していない状況になっております。令和4年度以降がどうなるかはわからないことになりまして、同じように令和4年度も納付金が下がるかもしれない。そうすると過去の収支不足の解消がまたさらに進むこととなります。4年度の納付金の請求がどうなるかを見たときにまた改めて考えることになると考えております。

委員

ありがとうございます。

会長

計画では、残りの2カ年で4分の1ずつ、今回は2分の1解消できたので、本来4分の1ずつやるべきであったのをやらないでおく案であると理解しているが、それでよろしいのですね。

それ以外に質問はありませんでしょうか。

それでは、事務局の案、コロナ禍における厳しい社会環境を鑑み、税率を据え置くという案について、ご意見等はございませんでしょうか。

ご意見がないようでしたら、答申に移らせていただきます。前回の答申では要望事項としまして「納税環境を整え、収納率の向上を図ること」や「医療費の抑制に努めること」、「国民健康保険事業にかかる財政支援について、国や県に要望していくこと」を要望として入れておりましたが、引き続き要望として答申案に入れていくということ、答申案に盛り込むということで私の方でさせていただきますたくと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

会長

ありがとうございます。それでは、これから答申案の作成をいたしますので

、しばらくの間休憩といたします。

休憩

<答申案の作成>

再開

会長

お待たせいたしました。それでは答申案ができましたので、朗読させていただきます。

令和2年1月17日

川西市長 越田謙治郎様

川西市国民健康保険運営協議会

会長 松本昭彦

令和3年度川西市国民健康保険税率等について（答申）

令和2年12月22日付諮問第1号で諮問のあったみだしのことについて、審議の結果、下記のとおり答申する。

令和2年度の本市国民健康保険事業特別会計の決算見込みは、約1億4,000万円の収支不足となる見込みであり、また、令和3年度の収支不足見込額は約2億1,000万円となっている。

これを踏まえ、当協議会としては、令和3年度の収支不足額への対応を踏まえた税率の在り方について審議を行ったところである。

審議においては、市の国民健康保険財政の現状として、毎年度増額すると見込んでいた一人当たり納付金額が、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により減額となっていること、また令和5年度まで毎年度税率改定をすることにより解消するとしていた令和元年度末の構造的収支不足部分が、令和2年度時点で既に約半分を解消できていることなどを確認した。

その結果、令和3年度は基金繰入金を利用して収支均衡を図ることができる見通しであることや、令和3年度に基金を利用してもなお基金残高を確保できる見込みであること、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の渦中にある今般の厳しい社会環境を鑑みたうえで、令和3年度は保険税率を据え置くことが妥当であると判断する。

なお、国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、今後の対策として次の点について要望する。

(1) 今後も被保険者にとって納付しやすい環境を整えること。

- (2) 医療給付費の抑制には、病気の早期発見・早期治療・重症化予防や、健康に対する意識の向上が必要であることから、特定健診の受診率向上を図るとともに、健康や医療費節減に対する広報に努めること。
- (3) 国民健康保険事業にかかる財政支援について、国、県に対してさらなる拡充を要望していくこと。

会長

それでは、この答申案について何かご質問、ご意見等ございませんか。

特にご意見がないようでしたら、採決は挙手で行いたいと思います。運営協議会の規則を見ますと、委員の半数が出席し、その過半数の賛成で成立いたします。本日は私も含め、10人の委員が出席しておりますので、過半数の賛成で成立いたします。

それでは、この答申案について賛成の方は挙手をお願いします。

<全員の賛成>

会長

ありがとうございます。

過半数の賛成で決定いたしました。

それでは、これから答申案の内容で答申書を作成し、答申を行うことにつきましては、本協議会終了後に私の方で行うということで、ご一任いただけますでしょうか。

<「異議なし」の声>

会長

ありがとうございます。それでは、本協議会終了後に、私の方で答申を行ってまいります。それでは、部長より一言お願いいたします。

部長

一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

松本会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、令和3年度川西市国民健康保険税率等について、慎重にご協議いただき、誠にありがとうございました。今後はこの答申書を尊重させていただきます。

また、要望事項となりました各項目につきましては、適切に対応させていただきますとともに、関係職員が一丸となって、これまで以上に努力してまいりますことをお約束させていただきます。

委員の皆様におかれましては、今後とも本市国民健康保険事業の運営につきまして、ご協力賜りますようお願いいたしますとともに、ますますご健勝にて、多方面にわたりご活躍されることを祈念いたしまして、甚だ簡単ではござい

ますが、答申のお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。委員の皆様には大変お忙しい中、慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。以上で答申について終わらせていただきます。

次に協議事項2「その他」に移りたいと思います。事務局から何かありますでしょうか。

国民健康保険  
課長

今後の運営協議会の予定ですが、今年度は、平成29年度に策定しました川西市国民健康保険データヘルス計画について、中間評価をすることとなっております。3月中旬頃に運営協議会を開催したいと考えております。年度末になりますが、日程を調整の上、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。

会長

ほかに何かございませんか。

ないようですので、閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和3年度の税率改定につきまして、委員の皆様の活発なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和2年度第2回川西市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。